

令和4年4月28日開催

令和4年

第4回

函館市農業委員会総会

議事録

函館市農業委員会

## 令和4年第4回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月28日（木）開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大槻寅男	4番	川村	稔
1番	西浦克彦	6番	佐藤	勉
2番	立藏義春	7番	近江	政夫
3番	八戸千修	8番	山田	美代子
		9番	菅原	秀樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松浦眞人	主査	河合直樹
事務局次長	榎本剛	主事	佐々木将汰
農地課長	加藤秀紀		

以上5名

5 付議事項

議案第1号 農地法第4条の規程による許可申請に係る意見について  
議案第2号 農地法第5条の規程による許可申請に係る意見について  
議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について  
報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）  
報告第2号 会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）  
報告第3号 令和4年度予算（農業委員会関係分）について  
報告第4号 令和4年度函館市農作業労働者標準賃金について

14：00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和4年第4回農業委員会総会を開会いたします。  
まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員は御起立願います。  
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案3件、報告4件、計7件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。  
それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、8番山田委員、9番菅原委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「農地法第4条の規程による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の2ページをご覧願います。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第4条の規定により、農地転用許可申請書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は、8, 480平方メートル農地区分は農用地区域内農地でございますが農振地域の一部変更により農業用施設用地に用途変更済みでございます。計画内容はワイナリー、農舎の建設で、転用理由は、醸造用ブドウを栽培している農地所有適格法人が自社農園で収穫したブドウを使ったワイン製造のためのワイナリーおよび営農に必要な資材等を収納する農舎が必要となり、申請地を転用するものでございます。

なお、このページの下段が箇所図、4ページが調査書となってございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

事務局（松浦局長）

昨年12月に開催しました、第3回農業委員・推進委員合同会議で発言のありましたワイナリーの建設について、4月の合同会議の機会を利用して、事業者の事業計画に目処が立った時点での説明をしておりましたが、このたび、事業者から事業内容がまとまり、農地転用の申請が提出されたことで、ワイナリーに係る総会審議と建築等の説明が同時になったことにご理解くださいますようお願いいたします。

そこで、引き続き、事務局次長から「ワイナリー建設の経緯と建物の概要について」を説明させたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（大槻会長）

わかりました。

それでは、事務局に追加の説明をさせます。

事務局（榎本次長）

追加の説明といたしまして、ワイナリー建設の経緯と建物の概要について、机上に配布しております参考資料、1の1から1の6をもとに、ご説明申し上げます。

はじめに、農用地区域内でワイナリー建設が可能となる経緯をご説明申し上げます。

従前までは「農業振興地域の整備に関する法律」によって農用地区域内では、農業目的以外の利用は認められていませんでしたが、令和2年3月31日に、資料1の1の「農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が施行され、農業者が自己の生産する農畜産物に加え、同一市町村内または農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料とするなどの各種要件を満たす場合は、加工施設および販売施設などに加え、農家レストランを農業用施設として、農用地区域内に設置することが全国で可能となりました。

しかしながら、農用地区域は「市街化調整区域」にあり、都市計画法による規制を受けることとなります。令和3年3月に本市において「ワイン用ぶどうの栽培」や「ワイナリー開設」を通じた地域振興策を展開していくための指針を示した「ワインによる地域振興指針」を策定し、この指針に合致するワイナリーの立地を奨励するため、「函館市開発審査会付議基準」が見直され、参考資料1の2の「ワインによる地域振興指針に基づくワインの製造等に必要な建築物」として立地基準を設け、作業場の面積および店舗などを含む飲酒のできる部分の面積など、必要な施設規模などが適合する建物等については、市街化調整区域においても、ワイナリー等の立地を認めることとしております。

このたび、農地転用の申請のあった建物の概要でございますが、参考資料1の3の位置図をご覧ください。建築の箇所は、中の沢高台地区になります。主要道路は市道桔梗2

9号線となります。

続きまして、参考資料1の4の土地利用計画図をご覧ください。施設の概要といたしましては、農道中の沢高台2号線に接して、開発区域の端部には、転回広場を設置いたします。駐車場は黄色の箇所であります、30台を確保しまして、予定する建物はピンク色の箇所となります、2階建て、建築面積は、約1,000平方メートルとなります。

次に、参考資料1の5の1階建物平面図をご覧ください。図面の上に位置します駐車場から、来客者が入口ホールに入り、ピンク色の箇所が休憩所、ワインの販売、軽食や試飲ができる施設となるほか、図面右の青色の箇所には事務所と会議室が、建物南側、図面の下の緑色の箇所には展望テラスが設置されます。

参考資料1の6の地下建物平面図をご覧ください。ワイン製造の作業場や貯蔵庫などが設置されます。建物右上の箇所が醸造および瓶詰などの作業場となり、図面右下の箇所が、出荷ヤード、図面左の箇所には、熟成庫と貯蔵庫が設置されます。

以上でございます。

#### 議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

#### 6番（佐藤委員）

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、西浦委員、菅原委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私がご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、現在、桔梗中の沢地区において醸造用ブドウを栽培している会社のワイナリーおよび農舎の建築のために農地を転用するものであります。

当該地の農地区分は農用地区域内農地であります、既に「函館農業振興地域整備計画」の一部変更により用途が「農業用施設用地」に変更となっていることから、当該転用は、「農用地区域内農地の不許可の例外」に該当すると判断され、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第1号番号1の調査結果として、ご報告いたします。

#### 議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

( 「異議なし」の声あり )

議長（大槻会長）

次に、日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号2は、私が農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。そこで議事の流れですが、番号1は全員で審議し、番号2については、私が退室し、議長を立候補代に代わりまして審議を行いたいと思います。

このような進め方でよろしいですか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（大槻会長）

それでは、そのように進めさせていただきます。

はじめに、番号1を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の5ページをご覧願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定により、農地転用許可申請書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は2万1,882平方メートル、農地区分は第3種農地でございます。権利の内容は所有権、計画内容は特定建築条件付売買予定地造成となっており、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。転用理由についてですが、転用者は不動産業を行っており、特定建築条件付き売買予定地の開発に際し、複数の候補地を検討した中で、当該申請地は交通網が整っており、学校等が近いなど、利便性が高く、かつ市街化の傾向が著しい区域内にあることから、当該申請地を転用するものでございます。

なお、7ページが箇所図、8ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、この議案は宅地造成に係る農地転用であります、大きな規模の宅地造成については、本案件が最後になるようです。

私が都市計画の審議委員であるように、農地法による農地転用許可と都市計画法による開発許可は、密接に関係していると考えておりますので、わかる範囲で、今後の宅地造成について、事務局は説明してください。

事務局（榎本次長）

議案第2号農地転用第5条の規定による許可申請に係る意見について、宅地造成に係る追加の説明をさせていただきます。

市街化調整区域における開発行為や建築行為につきましては、厳しく制限がされてきましたが、平成16年の都市計画法の改正に伴う函館市都市計画法施行条例の施行に併せて、机上に配布しております参考資料2の1の図面をご覧ください。3枚の地図に表示しております黒く塗った区域を、一体的に行う宅地造成等の開発行為に限って、許可することとしておりました。

しかしながら、近年、人口減少や高齢化が急速に進む中、コンパクトなまちづくりへと誘導していくことが、重要であるとの考えのもと、市街化調整区域については、これまで以上に都市的土地利用を抑制する必要が生じたところです。そのため、この一定の面積の空閑地の開発を前提とした、一団の土地に係る開発行為の制度につきましては、令和2年3月末をもって廃止したところであり、経過措置として設定しておりました2年が経過した今年の4月以降につきましては、一団の土地に係る新規の開発許可の申請はできなくなりました。

このたびの議案第2号、農地転用につきましては、3月16日に開発許可申請されたもので、専用住宅および共同住宅を建築するため、農地約2.18ヘクタールの宅地造成を行うものですが、市街化調整区域におきまして、このような大きな規模の宅地造成は、今後、開発許可をすることができないとなっております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」番号1にかかる予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、「特定建築条件付き売買予定地の造成」であり、当該農地区分も、東側を原野に、また、西側、南側を住宅地に、北側を函館江差自動車道に囲まれた農地であり、自動車専用道路の入り口から約300m以内にあることから第3種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第2号、番号1の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」のうち、番号1を採決いたします。お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。  
それではここで、議長を立藏職代に代わります。

（大槻会長 退室）  
（立藏職代 議長交代）

議長（立藏職代）

それでは、番号2を議題といたします。  
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の9ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は932平方メートル、農地区分は甲種農地でございます。権利の内容は所有権、計画内容は、農家住宅建設となっており、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。転用理由についてですが、転用者は農地所有適格法人の代表者であり、当該申請地は農地および農業用倉庫等に近接していることから、農作業に適した土地であり、他に適した土地がないことから、当該土地を転用するものであります。なお、当該土地は農業就業者育成・確保施設整備計画による農家住宅建設予定地として函館農業振興地域整備計画の一部変更により農用地から除外済みとなっております。

このページ下段が箇所図、10ページが調査書となってございます。  
以上でございます。

議長（立藏職代）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」番号2にかかる予備審査の結果ですがこの案件について、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や、現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、「農家住宅の建築」であり、当該地は既に「函館農業振興地域整備計画」の一部変更により農用地区域から除外となっております。また、市街化調整区域にある特に良好な営農条件を備えている農地のため甲種農地に該当しますが、当該、農家住宅建築が「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」の建築にあたり「甲種農地の不許可の例外」に該当すると判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第2号、番号2の調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏職代）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏職代）

発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」のうち、番号2を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

大槻会長は入室願います。

（大槻会長 入室 着席）

ここで、議長を会長に代わります。

（議長を大槻会長に交代）

議長（大槻会長）

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の 11 ページをご覧願います。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった、利用権設定10件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

はじめに、番号1から番号9までをご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

このページの番号1から、28ページの番号9までは、北海道農業公社を借主、貸主とした農地中間管理事業による農用地利用集積計画で、番号1から番号7までは、公社が貸主から借り受け、同時に番号8および番号9では、公社が貸主となり、それぞれ借主に貸し付けるものであります。

それでは、番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のおりで、面積は14筆合計1万6千122.98平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田および畑、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が離農、借主が中間管理事業実施のためとなっております。

なお、13ページが箇所図となってございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は7筆合計7千731平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が離農、借主が中間管理事業実施のためとなっております。

なお、15ページが箇所図となってございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は8筆合計1万7千136平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が離農、借主が中間管理事業実施のためとなっております。

なお、17ページが箇所図となってございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は2筆合計5千47平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が離農、借主が中間管理事業実施のためとなっております。

なお、19ページが箇所図となってございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は4千959平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が離農、借主が中間管理事業実施のためとなっております。

なお、下段が箇所図となってございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

番号6についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は5筆合計6千43平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が離農、借主が中間管理事業実施のためとなっております。

なお、22ページが箇所図となってございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

番号7についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は4千平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が離農、借主が中間管理事業実施のためとなっております。

なお、下段が箇所図となってございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

番号8についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は27筆合計4万880.98平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

25ページをお開き願います。

権利の種類は賃借権、利用目的は田および畑、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が中間管理事業実施のため、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段および26ページが箇所図、27ページが調査書となってございます。

続きまして、28ページをお開き願います。

番号9についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は11筆合計2万158平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は田、利用権の始期は令和4年5月2日、終期は令和14年5月1日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、貸主が中間管理事業実施のため、借主が経営の拡大となっております。

なお、29ページと30ページが箇所図、31ページが調査書となってございます。

続きまして、32ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は6千727平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は、田、利用権の

始期は令和4年5月1日、終期は令和9年4月30日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、33ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号1から番号10に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号10について、申請書に基づき、資料等を確認し、今後の農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第5、報告第1号、会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の34ページをご覧願います。

報告第1号、会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が6件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

35ページをお開き願います。

このページの番号1から40ページの番号6まで市街化区域6件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第6、報告第2号、会長の専決処分の報告について「事務局職員の任免について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の41ページをご覧願います。

報告第2号、会長の専決処分の報告について「事務局職員の任免について」をご説明申し上げます。

42ページをお開き願います。

令和4年度の事務局体制についてでございますが、開会前に、新たに事務局職員となつた者を紹介させていただきましたので割愛させていただきます。

続きまして、43ページをお開き願います。

次に、人事異動等職員についてご報告いたします。鶴喰局次長が、定年退職となっております。

次に、管理課庶務係長でありました渡辺については、企画部計画推進室交通政策課主査に異動しております。

次に、管理課主事でありました佐々木については企画部計画推進室計画調整課主任主事に異動しております。

次に、農地課主査でありました二木については、土木部道路管理課主査に異動しております。

次に、農地課主査でありました高橋については、環境部環境推進課主査に異動しております。

次に、農地課主任主事でありました木間については、保健所地域保健課主任主事に異動しております。

次に、農地課主査でありました京谷については、土木部道路管理課主査に異動しております。

次に、農地課主査でありました吉田については、南茅部支所市民福祉課主査に異動しております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第7、報告第3号「令和4年度予算（農業委員会関係分）について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の44ページをご覧願います。

報告第3号「令和4年度予算（農業委員会関係分）について」をご説明申し上げます。  
45ページをお開き願います。

表のつくりでございますが、一番左側が科目、右側へ順に令和4年度当初予算額、令和3年度当初予算額、比較、最後に備考となっております。

それでは、科目順にご説明申し上げます。

一番上が、一般会計となってございます。こちらが函館市の一般会計の全体予算でございまして、1,374億3千万円となっており、昨年の1,343億円から31億3千万円の増額、前年度比102.3%となってございます。

続いて、2段目、農林水産費となってございます。こちらが農林水産関係の予算でございまして、11億1,035万6千円となっており、昨年の11億5,949万2千円から4,913万6千円の減額、前年度比95.8%となってございます。

続いて、3段目、農林費となってございます。こちらが農林関係の予算でございまして、3億113万2千円となっており、昨年の4億6,780万8千円から1億6,667万6千円の減額、前年度比64.4%となってございます。

続いて、4段目以降が農業委員会費となってございます。農業委員会費全体では、1,079万2千円で、昨年の1,110万円から30万8千円の減額、前年度比97.2%となってございます。

これ以降、内訳となりますが、まず、委員報酬が837万6千円で昨年度と同額となっております。

続いて、農業委員会活動費が22万1千円で、昨年度と同額となっております。

続いて、負担金が22万2千円で、こちらも昨年度と同額となっております。この内訳につきましては、北海道農業会議の負担金が16万5千円、渡島地方農業委員会連合会の負担金が5万7千円となってございます。

最後に、その他所要経費が197万3千円で、昨年の228万1千円から30万8千円の減額となっており、その理由といたしましては、令和3年度に計上しておりました農業委員会の公用車のリース費用が、見込みより低い金額でリース契約できたことにより減額となっております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第8、報告第4号「令和4年度函館市農作業労働者標準賃金について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の46ページをご覧願います。

報告第4号「令和4年度函館市農作業労働者標準賃金」についてご説明申し上げます。

本件については、去る4月13日に開催されました函館市、北斗市、七飯町の2市1町で構成する渡島平野地農家労働力対策協議会において、本年度の標準賃金について協議・決定されたことから報告するものでございます。

47ページをお開き願います。

令和4年度函館市農作業労働者標準賃金の一覧表でございまして、稲作・畑作とともに、就労時間である午前8時から午後5時までの間で休憩時間は昼60分をとり、休息時間については、就労時間に含まれますが、午前・午後それぞれ30分以内ということになります。標準賃金の時給は、889円となっており、日額に換算いたしますと、食事なしで7,112円となってございます。なお、この889円につきましては、昨年北海道において最低賃金の改定があり、この最低賃金と同額であります。各農家さんには、これを標準に、経験や技能を考慮して賃金設定してもらえばと考えております。

48ページをお開き願います。

こちらは、2市1町の標準賃金の内容をまとめた一覧表となっておりまして、北斗市、七飯町とともに、本市と同額となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、4点お話がございます。

まず、1点目ですが、現地調査日に行われました農地転用履行状況確認の結果について、ご報告があります。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

お手元の資料のとおり、1件の「農地転用履行状況報告書」の提出があったことから、農業委員3名と事務局職員で現地を確認し、事業計画のとおり、一時転用が完了し、原状回復されていることを確認いたしました。

以上、農地転用履行状況確認の結果報告といたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、ご質問がないようですので、本件について終わります。

続いて2点目ですが、私の会議報告でございます。

4月13日に、本市で行われました「渡島平野地区農家労働力対策協議会」に、また、4月15日には、本市で行われました「渡島地方農業委員会連合会通常総会」に出席しております。

続いて、3点目ですが、次回の総会は、令和4年5月26日木曜日、午後2時から、市役所8階第2会議室において開催いたします。また、議案の締切日は、5月6日金曜日となっております。

続いて、4点目ですが、次回総会の現地調査日は、5月19日木曜日、午後1時からとなります。それでは、5月の現地調査委員を指名いたします。2番立藏委員、3番八戸委員、4番川村委員、以上、3名を指名いたします。3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に、各委員から何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

15：00 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 菅原秀樹

署名委員 山田美代子